

2021年10月26日

吸収合併に係る事後開示書類

名古屋市中区錦二丁目5番12号
トビラシステムズ株式会社
代表取締役 明 田 篤

当社は、2021年9月10日付で合同会社280blockerとの間で締結した吸収合併契約書に基づき、2021年10月26日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、合同会社280blockerを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます）を行いました。本件吸収合併に関して、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2021年10月26日

2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する
手続の経過

(1) 差止請求

吸収合併消滅会社は、合同会社であったため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求

吸収合併消滅会社は、合同会社であったため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は、合同会社であったため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、2021年9月15日付で官報に公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。なお、知っている債権者はありませんので、各別の催告は行っていません。

3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求

本件合併は、会社法第796条第2項に基づく簡易吸収合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求

本件合併は、会社法第796条第2項に基づく簡易吸収合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、2021年9月15日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

吸収合併消滅会社は、合同会社であったため、該当事項はありません。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日
2021 年 10 月 26 日 (予定)

7. その他吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以 上